

## 改善報告書

大学名称 神奈川大学 (大学評価実施年度 2021 年度 )

### 1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2021 年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審した結果、協会の定める大学基準に適合すると認定された。

大学評価結果に対する提言として、「長所」が 2 項目（社会連携・社会貢献）評価されたが、一方で「改善課題」が 5 項目（内部質保証、教育課程・学習成果、学生の受け入れ 2 項目、大学運営）付された。

本学は 2021 年度の認証評価における実地調査を受けたあとに、第 3 期認証評価の受審までに自己点検・評価の取り組みや内部質保証システムの構築が不十分であったことを改めて認識し、2021 年 11 月開催の「自己点検・評価全学委員会」において「第 3 期認証評価受審に伴う内部質保証システム構築に向けて」を発出し、体制整備の必要性を確認した（資料 1-01）。

続いて、「大学評価結果（委員会案）」の受理後には、「大学評価結果（委員会案）」から見た今後取り組むべき事項について（意見聴取）を発出し、今後取り組むべき具体的な課題として「教育研究活動に関すること」及び「内部質保証体制及びシステムに関すること」の二つの観点に分けて検討を開始した（資料 1-02）。

まず、「教育研究活動に関すること」については、2022 年 3 月開催の自己点検・評価全学委員会において、自己点検・評価全学委員会が全ての学部・研究科の自己点検・評価の状況を確認するために「自己点検進捗確認シート」の提出を依頼し、各組織の教育・研究にかかる活動及び改善課題の改善に向けた取り組みの確認を行った（資料 1-03）（資料 1-04）（資料 1-05）。

次に、「内部質保証体制及びシステムに関すること」においては、自己点検・評価全学委員会が学部・研究科をはじめとする各組織の自己点検・評価の取り組み状況を確認するための体制整備をはじめ、自己点検・評価の客観性を高めるための第三者評価として半数以上が外部有識者で構成する「神奈川大学大学評価委員会」を設置した（資料 1-06）（資料 1-07）。

2023 年度には、自己点検・評価活動と教育改善の取り組みを推進するために、教学マネジメント体制を整備した。具体的には、「神奈川大学教育支援センター規程」を改正し、これまで独立していた自己点検・評価全学委員会を「教育支援センター」に設置し、同委員会の専門部会として「FD・SD 推進部会」と「IR 推進部会」を設置することで、教育改善を推進する体制を編制した（資料 1-08）（資料 1-09）。また、内部質保証体制の整備として、自己点検・評価を通じた各組織に対する改善支援と組織間の緊密な連携を図ることを目的として「神奈川大学教学マネジメント全学委員会規程」を制定し、教学マネジメントを統括する体制を整備した（資料 1-08）（資料 1-10）。

2024 年度には、3 つのポリシーに基づく教育を実質化しかつ質向上を目指し、「教学改革

委員会小委員会」において 3 つのポリシーの学則上の位置付けを見直すことに加え、先述の「教学マネジメント全学委員会」以下の各委員会がより機能するよう各種会議体の見直しに関する具体案をとりまとめ、学長に答申した（資料 1-11）。この答申に基づき、2025 年度には学則をはじめとする各種規則・規程等の改定を行い、より有効性のある教学マネジメント体制の確立に向けて取り組みを進めている。

「改善課題」の具体的な状況は別紙の通りであるが、本学はこれにとどまることなく、全学的に内部質保証システムの再整備を行い、引き続き教育改善を進めていく所存である。

以上

<根拠資料>

- ・資料 1-01 「第 3 期認証評価受審に伴う内部質保証システム構築に向けて（2021 年 11 月 24 日自己点検・評価全学委員会）」
- ・資料 1-02 「「大学評価結果（委員会案）」から見た今後取り組むべき事項について（意見聴取）（2022 年 1 月 26 日自己点検・評価全学委員会）」
- ・資料 1-03 「自己点検進捗確認シートの提出について（依頼）（2022 年 3 月 23 日自己点検・評価全学委員会）」
- ・資料 1-04 「自己点検進捗確認シートの提出について（依頼）（2022 年 11 月 30 日自己点検・評価全学委員会）」
- ・資料 1-05 「2022 年度自己点検進捗確認シート（2023 年 3 月 24 日自己点検・評価全学委員会）」
- ・資料 1-06 「神奈川大学大学評価委員会規程（令和 4 年 8 月 4 日施行）」
- ・資料 1-07 「2022 年度神奈川大学大学評価委員会委員名簿（2022 年 9 月 29 日大学評価委員会）」
- ・資料 1-08 「第 68 回理事会事務連絡（2023 年 1 月 12 日理事会）」
- ・資料 1-09 「神奈川大学教育支援センター規程（平成 23 年 7 月 28 日規程第 940 号）」
- ・資料 1-10 「神奈川大学教学マネジメント全学委員会規程（案）（2023 年 1 月 12 日理事会）」
- ・資料 1-11 「大学設置基準改正対応に関する検討小委員会の検討結果について（答申）（2025 年 3 月 12 日教学改革委員会小委員会（大学設置基準改正対応に関する検討小委員会）」

## 2. 各提言の改善状況

## (1) 是正勧告

なし

## (2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 2 内部質保証
	提言 (全文)	「教学改革委員会」と「自己点検・評価全学委員会」との関係や、「教学改革委員会」と各機関・部門との関係性が体系的に整理されておらず、権限・役割分担の明確化が不十分である。「自己点検・評価全学委員会」によるマネジメントが機能しておらず、実質的な内部質保証は各機関・部門における個別対応が基礎となっているため、適切に内部質保証体制を整備したうえで、これを有効に機能させるよう改善が求められる。また、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を実施する体制を体系的に整理し、点検・評価の結果をもとに内部質保証システムの改善・向上につなげることが求められる。
	大学評価時の状況	<p>本学では内部質保証の方針に基づき、全学的な内部質保証の責任体制として、全副学長や各学部長などの教学役職者で構成した「自己点検・評価全学委員会」が内部質保証の中核を担っていた。そして、各組織の自己点検・評価を推進する組織として、「学部等自己点検・評価実施委員会」を設置していた。</p> <p>全学的な課題解決や大学教育のあり方などの将来計画を審議する「教学改革委員会」を設置し、質保証に向けた実質的な取り組みを行っていたものの、自己点検・評価全学委員会や各機関・部門における学部等自己点検・評価実施委員会の自己点検・評価活動が連携できておらず、全学的な内部質保証システムを構築しているとはいえない状況であった。加えて、内部質保証体制における重要な役割として、長年にわたり教学役職者による「学長定例会」を開催していたものの、規定されていないことなど体制の整理が不十分であった。</p>

		<p>また、内部質保証の方針に示している第三者による評価については、学外有識者等から意見を聴取するための懇談会を実施していたが、内部質保証システムにおける位置付けと役割が明確でなく、有効に機能させることができていなかった。</p>
大学評価後の改善状況		<p>提言を受け、「1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況」にも記載した通り、2021 年度から「自己点検・評価全学委員会」を中心に内部質保証システムの再検討を開始し、2023 年 4 月 1 日より内部質保証を推進するために次の体制を構築した。</p> <p>(1) 「教学マネジメント全学委員会」の設置</p> <p>課題として指摘された各機関・部門との関係性の不明瞭さを解消すべく、自己点検・評価の体系的な実施と組織間の連携を図るために、「教学マネジメント全学委員会」を設置した（資料 1-08）。本委員会では、学長を委員長、各学部・研究科の長をはじめとする役職者を構成員とし、「自己点検・評価全学委員会」から報告される各組織の取り組み状況を統括・検証することを規定化することで、自己点検・評価活動を推進し統括する教学マネジメント体制を整備した。（資料 1-10）（資料 2-(2)-1-01）（資料 2-(2)-1-02）</p> <p>(2) 「自己点検・評価全学委員会」及び「教育支援センター」の見直し</p> <p>全学の FD を担っていた「教育支援センター」に「自己点検・評価全学委員会」を配置し、全学の体系的な自己点検・評価の推進と、自己点検・評価から確認した課題の改善を推進できるよう、本委員会のもとに「FD・SD 推進部会」及び「IR 推進部会」の専門部会を配置し、自己点検・評価を中心とした企画や実務を実施できる体制に規定化した（資料 1-09）。自己点検・評価全学委員会は各組織に対して「点検シート」に基づく自己点検・評価を指揮しており、集約した自己点検・評価の結果や専門部会で扱う諸課題を（1）の「教学マネジメント全学委員会」に上程することで、全学的な内部質保証の意思</p>

	<p>決定ができる体制であることを明示した（資料 2-(2)-1-03）（資料 2-(2)-1-04）。</p> <p>以上の（１）（２）に示した体制の整備により、権限や役割分担が不明確であった「教学改革委員会」においても共通して委員長を学長が務めることで、意思決定のプロセスが明確になり、組織間の連携体制を整備することができた（資料 2-(2)-1-05）。</p> <p>（３）「大学評価委員会」の設置</p> <p>自己点検・評価の客観性や専門性を高めるため、半数以上の学外委員で構成される第三者機関として「神奈川大学大学評価委員会」を設置することを規定化した（資料 1-06）。本委員会に対して、年度ごとに、学長からの諮問事項に対する大学評価結果報告書の作成を求め、結果を「教学マネジメント全学委員会」にて報告している（資料 2-(2)-1-06）（資料 2-(2)-1-07）。</p> <p>（４）「内部質保証の方針」と「内部質保証体制図」の改訂</p> <p>「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制図」に（１）～（３）の役割とプロセスを明記した（資料 2-(2)-1-08）（資料 2-(2)-1-09）。</p> <p>（５）会議体の在り方に関する検討</p> <p>「学長定例会」をはじめとする規定化されていない重要な会議体をはじめ、教学マネジメント体制と内部質保証体制を実現できる組織体を適切に形成できるよう、2024 年度に「教学改革委員会小委員会（大学設置基準改正対応に関する検討小委員会）」による検討の結果、全学の会議体の整備に関して答申が出された（資料 1-11）。これに基づき、2025 年度には「学長定例会」に関して「教学執行部定例会議運営要領」を定め、意思決定機関ではなく協議または情報共有のための会議であることを明確にしたことをはじめ、会議体の体系化に向けて整備を進めている（資料 2-(2)-1-10）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p>
--	---

		<p>2023 年度から 2 年間の活動 (Do) を経て、「教学マネジメント全学委員会」による統括がどのような活動にあたるのかを明確にする必要性など、内部質保証システムの点検 (Check) を行う予定である。それにあたっては、本学の会議体全般の位置付けを見直すことも視野に入れ、規程改正などを含む検討 (Action) を図ることを想定している。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の 根拠資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1-08「第 68 回理事会事務連絡 (2023 年 1 月 12 日理事会)」</li> <li>・資料 1-10「神奈川大学教学マネジメント全学委員会規程 (案) (2023 年 1 月 12 日理事会)」</li> <li>・資料 2-(2)-1-01「2023 年度教学マネジメント全学委員会の活動について (案) (2023 年 4 月 28 日教学マネジメント全学委員会)」</li> <li>・資料 2-(2)-1-02「2023 年度第 1 回教学マネジメント委員会議事録」</li> <li>・資料 1-09「神奈川大学教育支援センター規程 (平成 23 年 7 月 28 日規程第 940 号)」</li> <li>・資料 2-(2)-1-03「2023 年度自己点検・評価全学委員会の活動について (案) (2023 年 6 月 7 日自己点検・評価全学委員会)」</li> <li>・資料 2-(2)-1-04「2023 年度第 1 回自己点検・評価全学委員会議事録」</li> <li>・資料 2-(2)-1-05「神奈川大学教学改革委員会規程 (平成 3 年 7 月 22 日規程第 336 号)」</li> <li>・資料 1-06「神奈川大学評価委員会規程 (令和 4 年 8 月 4 日施行)」</li> <li>・資料 2-(2)-1-06「2023 年度神奈川大学大学評価委員会における活動について (2023 年 6 月 14 日大学評価委員会)」</li> <li>・資料 2-(2)-1-07「2023 年度大学評価委員会評価結果報告書」</li> <li>・資料 2-(2)-1-08「内部質保証の方針」</li> <li>・資料 2-(2)-1-09「内部質保証体制図」</li> <li>・資料 1-11「大学設置基準改正対応に関する検討小委員会の検討結果について (答申) (2025 年 3 月 12 日教学改革委員会小委員会 (大学設置基準改正対応に関する検討小委員会))」</li> </ul>

		・資料 2-(2)-1-10「教学執行部定例会議運営要領 について（2025年5月23日学部長会）」				
＜大学基準協会使用欄＞						
	検討所見					
	改善状況に関する評定	5	4	3	2	1

No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	経営学部を除く各学部及び研究科では学位授与方針に定めた学習成果と学習成果を把握するための手法との関連性が明確ではないため改善が求められる。
	大学評価時の状況	学位授与方針に明示した学習成果を把握・評価するための全学的な取り組みとして、大学全体の学位授与方針で示す3つの能力や資質である「自立した良識ある市民としての判断力と実践力」、「国際的感性とコミュニケーション能力」、「時代の課題と社会の要請に応えた専門知識と技能」について、汎用的能力を測定する外部アセスメントテストのアンケート項目にアンケート形式で設問を設定し、学生の自己評価による学習成果の把握・評価に努めていた。しかし、測定した結果は、各学部におけるFDに活用していたものの、経営学部を除く各学部及び研究科では、学位の種類ごとに応じた学習成果の測定はできていなかった。
	大学評価後の改善状況	<p>学習成果の測定については、学内でも実施が不十分であることを課題としていたため、2022年4月22日に開催された「教学改革委員会」において「教学改革委員会小委員会（学習成果の可視化にかかる検討）」を設置することを機関決定した（資料2-(2)-2-01）。その後、本小委員会での検討を重ね、学習成果の可視化に関する学内答申が報告された（資料2-(2)-2-02）。</p> <p>本答申に基づき、2023年度より「自己点検・評価全学委員会」において各学部におけるディプロマ・ポリシーを起点に学修目標（身につく力）を具</p>

	<p>体化し、開講科目との関係を整理することで、学生がディプロマ・ポリシーに定める身につく力を履修する科目から判断することができるよう、各学部にて検討を依頼し、学修成果の可視化に向けて取り組みを開始した（資料 2-(2)-2-03）。</p> <p>「教育支援センター」の専門部会（「FD・SD 推進部会」及び「IR 推進部会」）においては、学生が修得した科目から身につく力の蓄積を確認することができるよう、LMS に「学修レポート」を提示する学修成果の可視化システムの検討を行った（資料 2-(2)-2-04）（資料 2-(2)-2-05）。</p> <p>この学修成果の可視化システムは 2025 年 4 月入学者から対象に実施を開始した。学生に対しては自身の学修成果の把握のため、大学においては個々の学生の学修成果を個別に可視化し、履修指導をはじめ、身につく力ごとの到達度の確認や検証等を通じてカリキュラム改善等に活用することを想定しており、学修成果の把握について改善を図っている（資料 2-(2)-2-06）（資料 2-(2)-2-07）。</p> <p>また、各学部における身につく力の策定の結果として、年度毎の自己点検・評価活動において、学修成果の観点からカリキュラムの点検や見直しを実施することができるようになった（資料 2-(2)-2-08）（資料 2-(2)-2-09）（資料 2-(2)-2-10）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>本答申に基づく学修成果の可視化の取り組みについては、主に学士課程における学修成果の把握の改善にとどまっており、博士前期課程及び博士後期課程における学修成果の把握については、十分な取り組みができていない。ただし、2025 年度の教育支援センター専門部会における重点取り組み事項において、大学院における学修成果の可視化を掲げている（資料 2-(2)-2-11）。また、2025 年度の「大学評価委員会」に対しても、大学院の学修成果及び教育成果の取り組みに対する点検・評価を諮問しており、学士課程同様に改善に向けて取り組んでいる（資料 2-(2)-2-12）。</p>
--	--

<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 2-(2)-2-01 「「教学改革委員会小委員会（学習成果の可視化にかかる検討）」の設置について（2022 年 4 月教学改革委員会）」</li> <li>・資料 2-(2)-2-02 「教学改革委員会小委員会（学習成果の可視化にかかる検討）答申」</li> <li>・資料 2-(2)-2-03 「「学修成果の可視化」に向けた検討について（依頼）（2023 年 6 月 7 日自己点検・評価全学委員会）」</li> <li>・資料 2-(2)-2-04 「2023 年度第 1～4 回、第 6 回 F D・SD・IR 合同推進部会議事録」</li> <li>・資料 2-(2)-2-05 「2024 年度第 1 回、第 3 回 IR 推進部会議事録」</li> <li>・資料 2-(2)-2-06 「2024 年度第 4 回教学マネジメント委員会資料」及び「同議事録」</li> <li>・資料 2-(2)-2-07 「2024 年度第 9 回教学マネジメント委員会資料」及び「同議事録」</li> <li>・資料 2-(2)-2-08 「「学修目標（身につく力）」と科目との関係整理及びカリキュラム・ポリシー（C P）を起点とし「学修目標（身につく力）」に帰着する科目履修系統図の策定について（依頼）（2024 年 10 月 2 日自己点検・評価全学委員会）」</li> <li>・資料 2-(2)-2-09 「「身につく力」の設定と授業科目との関係_2025 年度検討資料（2025 年 2 月 13 日自己点検・評価全学委員会）」</li> <li>・資料 2-(2)-2-10 「2025 年度入学者からの教育課程変更内容一覧（学部・大学院）（2025 年 3 月 10 日自己点検・評価全学委員会）」</li> <li>・資料 2-(2)-2-11 「2025 年度教育支援センター専門部会の活動について（案）（2025 年 4 月 25 日教学マネジメント全学委員会）」</li> <li>・資料 2-(2)-2-12 「2025 年度神奈川大学大学評価委員会における諮問事項及び委員について（案）（2025 年 4 月 25 日教学マネジメント全学委員会）」</li> </ul>
<p>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に関する評定</p>	<p>5      4      3      2      1</p>

No.	種 別	内 容
3	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、工学部物質生命化学科で 0.86 と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	工学部物質生命化学科では、過去数年にわたり入学者の定員割れが発生しており、当時の収容定員に対する在籍学生数比率については、2018 年度は 0.99、2019 年度は 0.91、2020 年度は 0.86 と低い状況であった。
	大学評価後の改善状況	<p>本学では「学校法人神奈川大学将来構想実行計画（2018-2028）中期計画 2020-2024」において理工系学部の改組を掲げ、「理工系教育検討ワーキンググループ」等において検討を進めてきた（資料 2-(2)-3-01）（資料 2-(2)-3-02）。この理工系教育組織の改組は、2023 年 4 月に理学部が湘南ひらつかキャンパスから横浜キャンパスに移転することを契機とした理工系の教育・研究の充実を目指した取り組みである。工学部物質生命化学科に関することとしては、受験生が各学部・学科で学べる内容を明確化するため、理工系学部再編の一環として工学部を改組し、物質生命化学科を基礎とし生物と一部の応用分野を加えた「化学生命学部」を設置することを「基本問題委員会」で審議のうえ決定した（資料 2-(2)-3-03）（資料 2-(2)-3-04）。</p> <p>以上の検討に基づき、2023 年度より工学部物質生命化学科の学生募集を停止し、新たに化学生命学部を開設した（資料 2-(2)-3-05）。</p> <p>なお、工学部による自己点検・評価において、物質生命化学科の定員管理に関し、特に理系分野における化学系学科の学生募集に苦戦していることや、広報活動として学科名称と学問分野のつながりがイメージされにくいという課題を確認しており、新学科の開設によりこの課題を解決できるものと見通している（資料 1-05）。</p> <p>化学生命学部の開設から 2025 年度までの学生募集の状況については、SNS や各種メディアを利用し</p>

		た情報発信や動画配信等により受験生の目に触れる機会の増加に加え、オープンキャンパスによる広報活動を強化した結果、化学生命学部の収容定員に対する在籍学生数比率が 2023 年度は 1.05、2024 年度は 1.02、2025 年度は 1.01 と推移しており、改善が進んでいる（資料 2-(2)-3-06）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料 2-(2)-3-01「学校法人神奈川大学将来構想実行計画（2018-2028）中期計画 2020-2024」</li> <li>資料 2-(2)-3-02「理工系教育検討ワーキンググループの検討結果について（答申）（2021 年 3 月 18 日）」</li> <li>資料 2-(2)-3-03「理工系学部の改組について（案）（2021 年 3 月 24 日基本問題委員会）」</li> <li>資料 2-(2)-3-04「第 41 回基本問題委員会議事録（2021 年 3 月 24 日）」</li> <li>資料 2-(2)-3-05「令和 5 年度開設予定の学部の設置等に係る届出の受理等について（2022 年 6 月 23 日文科省事務連絡）」</li> <li>資料 1-05「2022 年度自己点検進捗確認シート（2023 年 3 月 24 日自己点検・評価全学委員会）」</li> <li>資料 2-(2)-3-06「大学基礎データ表 2（2025 年 5 月 1 日）」</li> </ul>
＜大学基準協会使用欄＞		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1

No.	種 別	内 容
4	基準	基準 5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、歴史民俗資料科学研究科博士後期課程で 4.56 と高く、法学研究科博士前期課程で 0.25、同博士後期課程で 0.11、経済学研究科博士前期課程 0.15、同博士後期課程で 0.08、経営学研究科博士後期課程で 0.11、理学研究科博士前期課程で 0.36 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学ではかねてより大学院の定員管理について

	<p>課題として認識しており、2009 年度の認証評価受審以降、大学院委員長のもとに「大学院に関するワーキンググループ」(2011 年度)、「大学院政策委員会」(2014 年度)、「教学改革委員会小委員会(大学院の収容定員の検討小委員会)」(2019 年度)を設置し、定員の取り扱いについて検討を重ねてきた。</p> <p>しかしながら、2021 年度の認証評価受審時における自己点検・評価報告書の作成時点においては、収容定員に対する在籍学生数比率について、歴史民俗資料学研究科博士後期課程は 2020 年度 4.56 と高く、法学研究科博士前期課程で 2020 年度 0.25、同博士後期課程で 2020 年度 0.11、経済学研究科博士前期課程 2020 年度 0.15、同博士後期課程で 2020 年度 0.08、経営学研究科博士後期課程で 2020 年度 0.11、理学研究科博士前期課程で 2020 年度 0.36 と低く、一部の研究科において改善が求められる状況であった。</p>
大学評価後の改善状況	<p>「教学改革委員会小委員会(大学院に係る収容定員の検討小委員会)」による「大学院に係る収容定員の検討小委員会(答申)」に基づき、2022 年度より収容定員を変更することを 2021 年 2 月に「大学院委員会」にて決定した。(資料 2-(2)-4-01)(資料 2-(2)-4-02)</p> <p>2021 年度の認証評価受審後においては、「自己点検・評価全学委員会」から各研究科に作成を依頼する点検シート等において、改善課題として提言を受けた事項への対応と報告を促した結果、各研究科において以下のように改善を進め、それぞれの研究科における収容定員に対する在籍学生数比率は以下の通りとなっている(資料 2-(2)-3-06)。</p> <p>歴史民俗資料学研究科博士後期課程では、定員超過傾向にあるため、収容定員の変更(増加)により、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.72 となり、改善傾向にある(資料 2-(2)-4-02)。</p> <p>法学研究科博士前期課程では、主に「法学研究科将来構想検討委員会」にて入学者獲得のための検討を重ね、認知・理解を高めるため広報活動を行い、2024年度の収容定員に対する在籍学生数比率は博士前期課程で0.85と改善され、博士後期課程で0.1</p>

		<p>1となった（資料2-(2)-4-03）。</p> <p>経済学研究科では、「経済学研究科運営委員会」が「入試センター」と協議を重ねて入学試験実施方法等の改善・向上に取り組み、2024年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程において0.40と若干の改善傾向にあり、博士後期課程においては0.50と改善がみられた（資料1-05）。</p> <p>経営学研究科では、近年の入学者の多くが留学生に限られ、内部進学や社会人の志願者がいないことを課題として認識している。研究科が都市部のキャンパスに移転したことに伴い、オフィス街の社会人や企業との連携を進めることを目的に、2024年3月に「経営学研究科改革委員会」を立ち上げた（資料2-(2)-4-04）。本改革委員会での検討内容に基づき、2025年度には社会人へのアントレプレナー育成を包括した新たな教育課程に改め、学生募集の活性化による定員管理の改善を目指しているが、2024年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程において0.20、博士後期課程においては0.11と、十分に改善することができていない（資料2-(2)-4-05）。</p> <p>理学研究科では、2023年度よりアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直し、これまで本学卒業生を中心としていた内容から、理工系学部卒業生全般を対象となるよう変更した（資料2-(2)-4-06）。入試説明会でも、現役の大学院生から研究や進路などの理学研究科の魅力を語ってもらうなど、広報活動を強化し、理学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、2024年度に0.72となっており、改善している（資料1-05）。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2-(2)-4-01「大学院に係る収容定員の検討小委員会（答申）（2020年3月3日教学改革委員会小委員会（大学院に係る収容定員の検討小委員会）」</li> <li>・資料2-(2)-4-02「2022年度神奈川大学大学院学則（変更案）について（2021年2月24日大学院委員会）」</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料 2-(2)-3-06 「大学基礎データ表 2 (2025 年 5 月 1 日)」</li> <li>資料 2-(2)-4-03 「2021 年度～2024 年度法学研究科将来構想検討委員会議事録」</li> <li>資料 1-05 「2022 年度自己点検進捗確認シート (2023 年 3 月 24 日自己点検・評価全学委員会)」</li> <li>資料 2-(2)-4-04 「2023 年度第 11 回経営学研究科委員会議事録」</li> <li>資料 2-(2)-4-05 「第 5 回経営学研究科改革委員会資料 (2024 年 5 月 22 日)」</li> <li>資料 2-(2)-4-06 「2023 年度理学研究科理学専攻 (CP・AP の見直し) (2023 年 1 月 25 日～2 月 1 日自己点検・評価全学委員会)」</li> </ul>
＜大学基準協会使用欄＞	
検討所見	
改善状況に関する評定	5      4      3      2      1

No.	種 別	内 容
5	基準	基準 10 大学運営・財務
	提言 (全文)	大学運営に関する SD を教員に対して実施していないため改善が求められる。
	大学評価時の状況	<p>大学基準協会に提出した『2021 年度点検・評価報告書』においては、「年度毎に「SD (職員研修) 一覧」を作成し、計画的かつ体系的に実施している職員研修については、事務職員を対象とした内容となっており、2017 年 4 月 1 日施行の「大学設置基準の一部を改正する省令」の中で示された「職員とは事務職員だけでなく、教授等の教員や学長等の執行部、技術職員等も含まれる」という留意事項に対応出来ていない点が今後の改善課題である。」と記載していた。</p> <p>本学では、「大学の求める教員像および教員組織の編制方針」に定める「大学の構成員として自らの職務と役割を自覚し、他の教職員と協力して円滑な大学運営に寄与できる者」という教員像に向け、毎年教職員を対象とする決算報告会及び決算に伴う</p>

		<p>中長期財政計画の進捗状況に関する報告会などを実施しているが、2021 年度認証評価受審時に作成した自己点検・評価報告書には具体的な取り組みとして記載できていなかった。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>大学評価時の状況に記載した取り組みのほか、「学校法人神奈川大学ハラスメント対策に関する規程」に基づき、ハラスメントの防止に向けた啓蒙活動として「ハラスメント研修」を 2021 年度及び 2023 年度に実施した（資料 2-(2)-5-01）。2023 年度においては、「ハラスメント対策委員会」から学部長をはじめとする各組織長に対して周知を依頼し、組織長の指示のもとで受講を促した結果、学部により受講者数に差異があるものの約半数の専任教員が受講した（資料 2-(2)-5-02）。</p> <p>また、本学の喫緊の課題である「学修成果の可視化」に対する教員の理解を促進するため、2023 年 5 月の全ての学部教授会において学長からのビデオメッセージを発信し、学生一人ひとりが本学の教育目標にむけて着実に成長し続けている過程を自覚できるようにすることや、教育成果の可視化によって教育プログラムの運用やその妥当性の評価を実行できるようになることを伝え、教育効果を高めていくための組織的な取り組みを図った（資料 2-(2)-5-03）。</p> <p>これら教員を対象とする SD については、2023 年度から新たに設置した「教育支援センター」の専門部会である「FD・SD 推進部会」が中心となり検討を重ねており、2023 年度には教員及び職員を対象に、FD や SD のコンテンツを中心としたオンデマンド研修の利用体制を整備し、「教学マネジメント実質化研修（「教学マネジメント」と「FD・SD・教学 IR」の実質化）」の受講など、教員に対する大学運営に関する SD 活動に取り組んだ（資料 2-(2)-5-04）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>本学では教員を対象とした研修を「FD・SD 研修会」として実施しているが、SD を明確に定義することができていないことや、SD の業務上の位置付</p>

